

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ソロモン	ホニアラ電力供給改善計画のため の贈与に関する日本国政府と ソロモン諸島政府との間の交換 公文	ホニアラ電力供給改善計画を実施するために必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の 供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	770,000千円 H19.3.31まで	H18.6.13 ホニアラ で (同日)	本側 児玉統一在ソロモ ン臨時代理大使 ソロモン側 パターソン・ オテイ外務大臣	H18.6.27 371号
ソロモン	ガダルカナル島東部橋梁 ^{ムス} 架け替 え計画のための贈与に関する日 本国政府とソロモン諸島政府と の間の交換公文	ガダルカナル島東部橋梁 ^{ムス} 架け替 えに必要な 1. 橋梁の架け替えに必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	913,000千円 H19.3.31まで	H18.8.4 ホニアラ で (同日)	日本側 児玉統一在ソロモ ン臨時代理大使 ソロモン側 パターソン・ オテイ外務大臣	H18.8.24 496号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。